

福岡県公報

平成29年3月24日
第3878号

目次

告示 (第203号 - 第219号)

| | | |
|---------------------------|-----------|---|
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 1 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 3 |
| ○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 | (環境保全課) | 3 |
| ○青少年に有害な図書類の指定 | (青少年育成課) | 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 4 |
| ○都市計画法の開発許可に係る区域指定 | (都市計画課) | 4 |
| ○都市計画法の開発許可に係る区域指定 | (都市計画課) | 4 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定 | (砂防課) | 4 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 5 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 5 |
| ○保安林予定森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 5 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 6 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可 | (下水道課) | 6 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可 | (下水道課) | 6 |
| 公 告 | | |
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | (介護保険課) | 6 |
| ○指定居宅サービス事業者の廃止 | (介護保険課) | 7 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定 | (介護保険課) | 7 |

| | | |
|------------------------------|----------------|----|
| ○指定介護予防サービス事業者の廃止 | (介護保険課) | 8 |
| ○指定居宅介護支援事業者の指定 | (介護保険課) | 8 |
| ○指定居宅介護支援事業者の廃止 | (介護保険課) | 9 |
| ○土地改良区の役員の退任 | (農村森林整備課) | 9 |
| ○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開 | | |
| | (漁業管理課) | 9 |
| ○都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市計画課) | 10 |
| ○都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市計画課) | 10 |
| ○都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市計画課) | 10 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 12 |
| ○福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金の承認 | | |
| | (教育庁体育スポーツ健康課) | 12 |
| ○福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金の承認 | | |
| | (教育庁体育スポーツ健康課) | 13 |
| ○福岡県立総合プールの利用料金の承認 | (教育庁体育スポーツ健康課) | 16 |
| ○福岡県馬術競技場の利用料金の承認 | (教育庁体育スポーツ健康課) | 18 |
| ○都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市計画課) | 18 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 18 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 19 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 19 |

海区漁業調整委員会

| | | |
|--------------------|---------|----|
| ○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 | (漁業管理課) | 19 |
|--------------------|---------|----|

告 示

福岡県告示第203号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------|--------|-------|------------------------------|------------------|--------------|------------------------|
| 久留米朝倉 | 県道 | 甘木田主丸線 | 前 | 朝倉市中39番1先から久留米市田主丸町野田811番先まで | 7.0 ～ 41.5 | 1,724.0 | うち県道烏栖朝倉線重用延長248.0メートル |
| | | | 後 | 朝倉市中39番1先から久留米市田主丸町野田811番先まで | 7.0 ～ 41.5 | 1,724.0 | うち県道烏栖朝倉線重用延長248.0メートル |
| | | | 後 | 朝倉市中39番1先から久留米市田主丸町野田811番先まで | 7.0 ～ 50.0 | 1,789.0 | うち県道烏栖朝倉線重用延長205.0メートル |

福岡県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------|-------|-------|--------------------------|------------------|--------------|----|
| 朝倉 | 県道 | 烏栖朝倉線 | 前 | 朝倉市中39番1先から朝倉市片延286番1先まで | 7.5 ～ 28.0 | 418.0 | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|--------------------------|-------------------|-------|--|
| | | | 後 | 朝倉市中39番1先から朝倉市片延286番1先まで | 7.5 ～ 28.0 | 418.0 | |
| | | | 後 | 朝倉市中39番1先から朝倉市片延286番1先まで | 10.0 ～ 58.0 | 396.0 | |

福岡県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------|--------|-------|-----------------------------------|-------------------|--------------|-------------------------|
| 久留米朝倉 | 県道 | 金川田主丸線 | 前 | 朝倉市長田1993番2先から久留米市田主丸町野田1522番4先まで | 12.0 ～ 25.0 | 778.0 | うち県道甘木田主丸線重用延長720.0メートル |
| | | | 後 | 朝倉市長田1993番2先から久留米市田主丸町野田1522番4先まで | 12.0 ～ 25.0 | 778.0 | うち県道甘木田主丸線重用延長720.0メートル |
| | | | 後 | 朝倉市長田1993番2先から久留米市田主丸町野田1522番4先まで | 12.0 ～ 43.5 | 953.0 | うち県道甘木田主丸線重用延長895.0メートル |

福岡県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|-----------|-------|--|------------------|---------------|
| 久留米 | 県道 | 豊 田 北 野 線 | 前 | 久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで | 7.2 ～ 7.6 | 809.0 |
| | | | 前 | 久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで | 7.2 ～ 25.6 | 794.0 |
| | | | 前 | 久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで | 7.2 ～ 7.5 | 810.1 |
| | | | 後 | 久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで | 7.2 ～ 7.6 | 809.0 |
| | | | 後 | 久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで | 7.2 ～ 25.6 | 794.0 |
| | | | 後 | 久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで | 7.2 ～ 7.5 | 810.1 |
| | | | 後 | 久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで | 7.2 ～ 7.5 | 812.0 |

福岡県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-----------|--|
| 久留米 | 豊 田 北 野 線 | 久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで |

福岡県告示第208号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する形質変更時要届出区域
豊前市大字八屋2544番60及び2544番61の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
ほう素及びその化合物
- 規則第58条第4項第9号から第11号までの該当性
規則第58条第4項第11号（埋立地管理区域）に該当

福岡県告示第209号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づ

き、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| 種類 | | 題 名 | 図書番号等 | 発行所 | 指定理由 |
|----|---|-------------|------------|-------------|---|
| 図書 | 1 | 実話時代4月号 | 雑誌15183-04 | 三和出版株式会社 | 青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 図書 | 2 | 実話ドキュメント4月号 | 雑誌15115-4 | マイウェイ出版株式会社 | |

福岡県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|---------------------------------------|-------------------|---------------|
| 北九州 | 県道 | 宗 像 玄 海 線 | 前 | 宗像市稲元二丁目310番2先から 宗像市東郷三丁目1142番1先まで | 10.5 ～ 34.0 | 165.0 |
| | | | 後 | 宗像市稲元二丁目310番2先から 宗像市東郷三丁目1142番1先まで | 10.5 ～ 34.0 | |

福岡県告示第211号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び糸島市建設都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定した土地の名称
糸島市志摩吉田地区
- 2 指定した土地の区域
糸島市志摩吉田の一部

福岡県告示第212号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び糸島市建設都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定した土地の名称
糸島市大門地区
- 2 指定した土地の区域
糸島市大門の一部

福岡県告示第213号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項

の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 伏原3
- 2 区域の所在地 田川郡福智町大字赤池
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から20号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と20号とを結んだ線に囲まれた区域

| 所在地 | 地番 | 標柱番号 |
|------------|--------------|-----------|
| 田川郡福智町大字赤池 | 367番39 | 1号、2号 |
| | 367番35 | 3号から7号まで |
| | 367番7 | 8号から10号まで |
| | 389番5 | 11号、12号 |
| | 377番1 | 13号 |
| | 376番地先道路敷 | 14号 |
| | 375番3地先道路敷 | 15号 |
| | 371番117地先道路敷 | 16号 |
| | 371番116地先道路敷 | 17号 |
| | 371番122地先道路敷 | 18号 |
| | 367番13 | 19号 |
| | 367番40 | 20号 |

福岡県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|--------------------------------|------------------|--------------|
| 北九州 | 県道 | 岡垣海線 | 前 | 宗像市神湊454番7先から 宗像市神湊487番2先まで | 7.0 ～ 10.0 | 238.7 |

| | | | | | | |
|--|--|--|---|---------------------------------|-------------------|-------|
| | | | 後 | 宗像市神湊454番7先から 宗像市神湊487番63先まで | 10.0 ～ 19.3 | 137.5 |
|--|--|--|---|---------------------------------|-------------------|-------|

福岡県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|------|---------------------------------|
| 北九州 | 岡垣海線 | 宗像市神湊454番7先から 宗像市神湊487番63先まで |

福岡県告示第216号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上高屋字屋敷ノ上1010、1011、字古鹿ノ迫1014、1017、1018、1020から1028まで、1030、1033から1035まで、1037、1038、1049から1056まで、1057の1、字大谷1061、1068の2、字椎木サヤ1069の1、1069の2、1075の2、1077
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|--------|--|
| 福岡 | 筑紫野古賀線 | 糟屋郡久山町大字山田3011番3先から 糟屋郡新宮町大字的野737番31先まで |

福岡県告示第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年11月6日福岡県告示第873号夜須都市計画下水道事業夜須公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

筑前町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
朝倉筑前都市計画下水道事業夜須公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年6月15日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成27年11月6日福岡県告示第873号の事業地同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年11月25日福岡県告示第974号大牟田都市計画下水道事業大牟田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間
昭和33年1月16日から平成33年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成26年11月25日福岡県告示第974号の事業地同じ
 - (2) 使用の部分
平成26年11月25日福岡県告示第974号の事業地同じ

公 告

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス

事業者の指定をしたので、同法第78条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| サービスの種類 | 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称 | 指定年月日 |
|---------|------------|---------------------|----------------|-----------|
| 訪問介護 | 4072200977 | シルバートライ訪問介護 | 株式会社SILVER TRY | H29. 3. 1 |
| | | 朝倉市堤955番地27 | | |
| 〃 | 4073401301 | 訪問介護ステーションモア | 合同会社MORE | H29. 3. 1 |
| | | 太宰府市青葉台一丁目18-3-101号 | | |
| 〃 | 4073501282 | 訪問介護事業所 ユーケア | 有限会社ワイドビジョン | H29. 3. 1 |
| | | 糸島市高田四丁目24番43号 | | |
| 〃 | 4074200603 | ボヌール32訪問介護 | 株式会社フォレストブック | H29. 3. 1 |
| | | 糟屋郡新宮町上府1107-1 | | |
| 訪問看護 | 4067390080 | はるかぜ訪問看護ステーション | YMG株式会社 | H29. 3. 1 |
| | | 京都郡みやこ町犀川本庄334番地1 | | |
| 通所介護 | 4072301148 | 宅老所はるさん家 | 株式会社はるさん介護 | H29. 3. 1 |
| | | 八女市本町2-264 | | |
| 〃 | 4072801311 | 九州介護サービス たいよう | 有限会社 酒のこがね屋 | H29. 3. 1 |
| | | 中間市中央一丁目17-1 | | |
| 〃 | 4073501290 | デイサービス こころ | 株式会社こころ | H29. 3. 1 |
| | | 糸島市波多江駅南二丁目13-25 | | |

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| サービスの種類 | 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称 | 廃止年月日 |
|---------|------------|------------------------|---------------------|-----------|
| 訪問介護 | 4071803607 | ハートケア ここあ | 有限会社 フレンズ | H29. 2.28 |
| | | 飯塚市枝国501-10 | | |
| 〃 | 4071803664 | 社会保険二瀬病院ヘルパーステーション | 一般社団法人 福岡県社会保健医療協会 | H29. 2.28 |
| | | 飯塚市伊川1243番地1 | | |
| 〃 | 4074200470 | 訪問介護事業所ひまわり福岡北 | 株式会社エヌ・ビー・ラボ | H29. 2.28 |
| | | 古賀市天神七丁目8-13ファミュー鈴木105 | | |
| 〃 | 4079100204 | 特定非営利活動法人福祉サービス・コアラ | 特定非営利活動法人福祉サービス・コアラ | H29. 3. 1 |
| | | みやま市高田町北新開702番地 | | |

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定をしたので、同法第115条の10第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| サービスの種類 | 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称 | 指定年月日 |
|----------|------------|-------------|----------------|-----------|
| 介護予防訪問介護 | 4072200977 | シルバートライ訪問介護 | 株式会社SILVER TRY | H29. 3. 1 |
| | | 朝倉市堤955番地27 | | |

| | | | | |
|----------|------------|-------------------------------------|--------------|-----------|
| 〃 | 4073401301 | 訪問介護ステーションモア 太宰府市青葉台一丁目18-3-101号 | 合同会社MORE | H29. 3. 1 |
| 〃 | 4073501282 | 訪問介護事業所 ユーケア 糸島市高田四丁目24番43号 | 有限会社ワイドビジョン | H29. 3. 1 |
| 〃 | 4074200603 | ボヌール32訪問介護 糟屋郡新宮町上府1107-1 | 株式会社フォレストブック | H29. 3. 1 |
| 介護予防訪問看護 | 4067390080 | はるかぜ訪問看護ステーション 京都郡みやこ町犀川本庄334番地1 | YMG株式会社 | H29. 3. 1 |
| 介護予防通所介護 | 4072801311 | 九州介護サービス たいよう 中間市中央一丁目17-1 | 有限会社 酒のこがね屋 | H29. 3. 1 |
| 〃 | 4073501290 | デイサービス ころ 糸島市波多江駅南二丁目13-25 | 株式会社ころ | H29. 3. 1 |

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| サービスの種類 | 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称 | 廃止年月日 |
|----------|------------|--------------------------|-----------|-----------|
| 介護予防訪問介護 | 4071803607 | ハートケア ここあ 飯塚市枝国501-10 | 有限会社 フレンズ | H29. 2.28 |

| | | | | |
|----------|------------|--|---------------------|-----------|
| 〃 | 4071803664 | 社会保険二瀬病院ヘルパーステーション 飯塚市伊川1243番地1 | 一般社団法人 福岡県社会保健医療協会 | H29. 2.28 |
| 〃 | 4079100204 | 特定非営利活動法人福祉サービス・コアラ みやま市高田町北新開702番地 | 特定非営利活動法人福祉サービス・コアラ | H29. 3. 1 |
| 介護予防通所介護 | 4071901427 | デイサービスセンター見立 田川市弓削田3155番地 | 有限会社西日本在宅介護センター | H29. 2.28 |
| 〃 | 4073100788 | 小梅デイサービス 春日市一の谷一丁目143番地1 | 翔誠合同会社 | H29. 2.28 |
| 〃 | 4073201115 | デイサービス 山母子 大野城市畑ヶ坂一丁目10番22号 | 合同会社ラポールほのほの | H29. 2.28 |

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定をしたので、同法第85条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| サービスの種類 | 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称 | 指定年月日 |
|---------|------------|-----------------------------------|--------------|-----------|
| 居宅介護支援 | 4073501266 | ケアプランセンター はなまる 糸島市篠原西一丁目10番12号 | 株式会社福美 | H29. 3. 1 |
| 〃 | 4073501274 | 前原中央ケアプランサービス 糸島市前原中央三丁目17番1号 | 伊都ケアサービス株式会社 | H29. 3. 1 |

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| サービスの種類 | 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称 | 廃止年月日 |
|---------|------------|---------------------------------|--------|-----------|
| 居宅介護支援 | 4074500549 | ケアプランサービス遊里の会 福津市宮司二丁目13番18号 | 有限会社松岡 | H29. 2.28 |

公告

城島町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

| 氏名 | 住所 |
|-------|-------------------|
| 原 昭 | 久留米市城島町原中牟田568番地1 |
| 澁田 勝元 | 久留米市城島町江上本1079番地5 |

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第48条第4項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 不利益処分根拠となる法令の条項
福岡県漁業調整規則第48条第1項及び第50条第1項
- 2 聴聞の期日及び場所

平成29年4月14日 午前10時00分

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階
海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成29年3月6日糸島市告示第35号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成29年3月6日糸島市告示第34号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により糸島市から送付のあつ

た次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成29年3月6日糸島市告示第33号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により朝倉市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

朝倉筑前都市計画準防火地域の変更（平成29年3月3日朝倉市告示第26号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により朝倉市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

朝倉筑前都市計画用途地域の変更（平成29年3月3日朝倉市告示第25号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により市町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

変更前の都市計画区域の名称の欄に掲げるそれぞれの都市計画区域の名称を、変更後

の都市計画区域の名称の欄に掲げるそれぞれの都市計画区域の名称に変更したことに伴い、各市町において都市計画の名称が変更されたもの

| 変更前の都市計画区域の名称 | 変更後の都市計画区域の名称 | 各市町における都市計画の名称の変更の告示 | | |
|---------------|---------------|----------------------|------------|------------|
| | | 市町名 | 告示日 | 告示番号 |
| 福岡都市計画区域 | 福岡広域都市計画区域 | 福岡市 | 平成29年1月26日 | 福岡市告示第13号 |
| | | 大野城市 | 平成29年1月24日 | 大野城市告示第2号 |
| | | 春日市 | 平成29年1月24日 | 春日市告示第8号 |
| | | 志免町 | 平成29年1月24日 | 志免町告示第4号 |
| | | 粕屋町 | 平成29年1月24日 | 粕屋町告示第120号 |
| 古賀都市計画区域 | | 古賀市 | 平成29年1月24日 | 古賀市告示第10号 |
| 新宮都市計画区域 | | 新宮町 | 平成29年1月24日 | 新宮町告示第6号 |
| 久山都市計画区域 | | 久山町 | 平成29年1月24日 | 29久山町告示第1号 |
| 篠栗都市計画区域 | | 篠栗町 | 平成29年1月24日 | 篠栗町告示第5号 |
| 筑紫野都市計画区域 | | 筑紫野市 | 平成29年1月24日 | 筑紫野市告示第13号 |
| 太宰府都市計画区域 | | 太宰府市 | 平成29年1月24日 | 29太告示第1号 |
| 那珂川都市計画区域 | | 那珂川町 | 平成29年1月24日 | 那珂川町告示第7号 |
| 福岡都市計画区域 | | 福津市 | 平成29年2月28日 | 福津市告示第28号 |
| 宗像都市計画区域 | | 宗像市 | 平成29年1月24日 | 宗像市告示第17号 |
| 前原都市計画区域 | | 糸島市 | 平成29年1月24日 | 糸島市告示第13号 |
| 志摩都市計画区域 | 平成29年2月1日 | | 糸島市告示第15号 | |
| 須恵都市計画区域 | 須恵町 | 平成29年1月24日 | 糸島市告示第13号 | |
| 須恵都市計画区域 | 宇美須恵都市計画区域 | 須恵町 | 平成29年1月24日 | 須告示第49号 |

| | | | | |
|-----------|--------------|------|------------|---------------|
| 宇美都市計画区域 | | 宇美町 | 平成29年1月24日 | 宇美町告示第4号 |
| 夜須都市計画区域 | 朝倉筑前都市計画区域 | 筑前町 | 平成29年1月24日 | 筑前町告示第4号 |
| 甘木都市計画区域 | | 朝倉市 | 平成29年1月24日 | 朝倉市告示第10号 |
| 二丈都市計画区域 | 二丈都市計画区域 | 糸島市 | 平成29年1月24日 | 糸島市告示第13号 |
| 久留米都市計画区域 | 久留米小郡都市計画区域 | 久留米市 | 平成29年1月24日 | 久留米市告示第31号 |
| 小郡都市計画区域 | | 小郡市 | 平成29年1月24日 | 小郡市告示第12号 |
| 大牟田都市計画区域 | 大牟田都市計画区域 | 大牟田市 | 平成29年1月24日 | 大牟田市告示第211号 |
| | | みやま市 | 平成29年1月24日 | みやま市告示第7号 |
| 八女都市計画区域 | 筑後中央広域都市計画区域 | 八女市 | 平成29年1月24日 | 八女市告示第6号 |
| 黒木都市計画区域 | | | | |
| 立花都市計画区域 | | | | |
| 大川都市計画区域 | | 大川市 | 平成29年1月24日 | 大川市告示第7号 |
| 瀬高都市計画区域 | | みやま市 | 平成29年1月24日 | みやま市告示第7号 |
| 筑後都市計画区域 | | 筑後市 | 平成29年1月24日 | 筑後市告示第10号 |
| 三潞都市計画区域 | | 久留米市 | 平成29年1月24日 | 久留米市告示第29号 |
| 柳川都市計画区域 | | 柳川市 | 平成29年1月24日 | 柳川市告示第2号 |
| 広川都市計画区域 | | 広川町 | 平成29年1月24日 | 平成29年広川町告示第3号 |

| | | | | |
|-----------|-------------|------------|------------|--------------|
| 北野都市計画区域 | 北野大刀洗都市計画区域 | 久留米市 | 平成29年1月24日 | 久留米市告示第30号 |
| 大刀洗都市計画区域 | | 大刀洗町 | 平成29年1月24日 | 大刀洗町告示第51号 |
| 飯塚都市計画区域 | | 飯塚市 | 平成29年1月24日 | 飯塚市告示第25号 |
| 稲築都市計画区域 | | 嘉麻市 | 平成29年1月24日 | 嘉麻市告示第1号 |
| 山田都市計画区域 | | | | |
| 直方都市計画区域 | | 直方市 | 平成29年1月24日 | 直方市告示第10号 |
| 宮田都市計画区域 | | 宮若市 | 平成29年1月24日 | 宮若市告示第10号 |
| 田川都市計画区域 | 筑豊広域都市計画区域 | 田川市 | 平成29年1月24日 | 田川市告示第5号 |
| 添田都市計画区域 | | 添田町 | 平成29年1月24日 | 添田町告示第2号 |
| 川崎都市計画区域 | | 川崎町 | 平成29年1月24日 | 川崎町告示第2号 |
| 鞍手都市計画区域 | | 鞍手町 | 平成29年1月24日 | 鞍手町告示第2号 |
| 小竹都市計画区域 | | 小竹町 | 平成29年1月24日 | 小竹町告示第4号 |
| 桂川都市計画区域 | | 桂川町 | 平成29年1月24日 | 告示第2号 |
| 北九州都市計画区域 | 北九州広域都市計画区域 | 北九州市 | 平成29年1月24日 | 北九州市告示第29-1号 |
| 中間都市計画区域 | | 中間市 | 平成29年1月24日 | 告示第12号 |
| 苅田都市計画区域 | | 苅田町 | 平成29年1月24日 | 苅田町告示第3号 |
| 芦屋都市計画区域 | | 遠賀広域都市計画区域 | 芦屋町 | 平成29年1月24日 |

| | | | | |
|----------|------------|--------------|--------------|------------|
| 水巻都市計画区域 | 京築広域都市計画区域 | 水巻町 | 平成29年 1 月24日 | 告示第 4 号 |
| 岡垣都市計画区域 | | 岡垣町 | 平成29年 1 月24日 | 岡垣町告示第10号 |
| | | | 平成29年 2 月20日 | 岡垣町告示第16号 |
| 遠賀都市計画区域 | | 遠賀町 | 平成29年 1 月24日 | 遠賀町告示第 9 号 |
| 行橋都市計画区域 | | 行橋市 | 平成29年 1 月24日 | 行橋市告示第 7 号 |
| 豊前都市計画区域 | | 豊前市 | 平成29年 1 月24日 | 豊前市告示第 2 号 |
| 吉富都市計画区域 | | 吉富町 | 平成29年 1 月24日 | 吉富町告示第 5 号 |
| 椎田都市計画区域 | 築上町 | 平成29年 1 月24日 | 築上町告示第 1 号 | |
| | | | 築上町告示第 2 号 | |
| | | | 築上町告示第 3 号 | |
| | | | 築上町告示第 4 号 | |
| | | | 築上町告示第 5 号 | |
| 豊津都市計画区域 | みやこ町 | 平成29年 1 月24日 | みやこ町告示第 4 号 | |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年 3 月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市二丈松国字実田204番 1、204番 3、204番 7、204番11から204番13まで、205番 1、205番 3、208番 1、208番 2、210番 3、210番 6、210番 9、211番 3、211番 9、334番 1、334番 4 の一部、334番 5 及び334番 6 並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市二丈武51番地の 8

有限会社菊池商事
代表取締役 菊池 由和

公告

福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和49年福岡県条例第20号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金を承認したので、同条第 4 項の規定により次のように公示する。

平成29年 3 月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称

福岡県立久留米スポーツセンター

2 位置

久留米市東櫛原町173番地

3 利用料金の承認年月日

平成29年 3 月24日

4 利用料金

(1) 陸上競技場

| 区 分 | | | 4 時間以内 | 4 時間を超えて 8 時間以内 | 超過 1 時間 ごと | |
|------|-------|---------------------|-------------|--------------------|---------------------|------------------|
| 競技場 | 占用使用 | 入場料を 徴収しない 場合 | 児童生徒 一 般 | 3,280 円 8,150 円 | 6,450 円 16,190 円 | 850 円 2,030 円 |
| | | 入場料を 徴収する 場合 | | 32,390 円 | 64,780 円 | 6,450 円 |
| | 個人使用 | 児童生徒 一 般 | 単 券 | 40 円 50 円 | 回数券 (11 枚) | 400 円 500 円 |
| 附属施設 | 会 議 室 | 1 時間 につき | | | 150 円 | |
| | 合 宿 所 | 児童生徒 一 般 | 1 泊 | 1 人 1 人 | 320 円 480 円 | |
| | | 浴 室 | 1 回 | | | 810 円 |

(2) 補助競技場

| 区 分 | | 4時間以内 | 4時間を超えて 8時間以内 | 超過1時間 ごと | |
|-----|---------|-------|------------------|-------------|------|
| 競技場 | 占 用 使 用 | 児童生徒 | 850円 | 1,580円 | 210円 |
| | | 一 般 | 3,280円 | 6,450円 | 810円 |
| | 個 人 使 用 | 児童生徒 | 無 料 | | |
| | | 一 般 | 無 料 | | |

(3) テニスコート

| 区 分 | | 金 額 | | | | |
|-----|---------|---------------|-----|------|--------------|--------|
| 競技場 | 占有使用1面 | 2時間以内 480円 | | | | |
| | 個 人 使 用 | 児童生徒 2時間以内 | 単 券 | 100円 | 回数券 (11枚) | 1,000円 |
| | | 一 般 2時間以内 | | 190円 | | 1,900円 |

備考

- 「占有使用」とは競技大会、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 「児童生徒」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

| 種 類 | 設備・器具名 | 単 位 | 利用料金 |
|-------|--------|-------|--------|
| 陸上競技場 | 放送設備 | 一式 1日 | 1,210円 |
| | ロッカー | 1回 | 20円 |
| | 湯沸し設備 | 1日 | 360円 |
| | 競技用器具 | 一式 1日 | 1,210円 |
| | 天幕 | 1張 1日 | 120円 |
| | 長机 | 1脚 1回 | 20円 |
| | 椅子 | 1脚 1回 | 10円 |

| | | | |
|--------|-----------|-------|--------|
| テニスコート | 全自動電気計時装置 | 一式 1日 | 3,130円 |
| | 放送設備 | 一式 1日 | 1,210円 |
| | 湯沸し設備 | 1日 | 360円 |
| | 競技用器具 | 一式 1日 | 1,210円 |
| | 天幕 | 1張 1日 | 120円 |
| | 長机 | 1脚 1回 | 20円 |
| | 椅子 | 1脚 1回 | 10円 |

- 4 利用者（アマチュアスポーツのために利用する場合を除く。）が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、この表に掲げる額に、最高額の入場料又はこれに相当する料金に100を乗じて得た額に利用日数を乗じて得た額とする。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 名称
福岡県立スポーツ科学情報センター
- 位置
福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号
- 利用料金の承認年月日
平成29年3月24日
- 利用料金

(1) 個人使用の場合

| 種 類 | 単 位 | 区 分 | 料金（1人） |
|-----|-----|-----|--------|
|-----|-----|-----|--------|

| | | | |
|------------|-----|------|------|
| アリーナ | 2時間 | 一般 | 310円 |
| | | 児童生徒 | 150円 |
| トレーニング室 | 2時間 | 一般 | 360円 |
| | | 児童生徒 | 180円 |
| クライミングウォール | 2時間 | 一般 | 300円 |
| | | 児童生徒 | 150円 |
| ボルダリングウォール | 2時間 | 一般 | 300円 |
| | | 児童生徒 | 150円 |

(2) 占用使用の場合

| 種類 | 時間 | アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合 | 左記の場合で入場料を徴収する場合 | その他の目的に使用する場合 |
|------------|------------|---------------------------|------------------|---------------|
| メインアリーナ | 9時から12時まで | 8,460円 | 25,400円 | 110,070円 |
| | 13時から17時まで | 11,280円 | 33,870円 | 146,770円 |
| | 18時から21時まで | 10,660円 | 31,980円 | 138,610円 |
| | 9時から17時まで | 19,750円 | 59,270円 | 256,850円 |
| | 13時から21時まで | 21,950円 | 65,850円 | 285,390円 |
| | 9時から21時まで | 30,420円 | 91,260円 | 395,470円 |
| | サブアリーナ | 9時から12時まで | 4,070円 | 12,230円 |
| 13時から17時まで | | 5,430円 | 16,300円 | 70,660円 |
| 18時から21時まで | | 5,120円 | 15,360円 | 66,590円 |
| 9時から17時まで | | 9,510円 | 28,530円 | 123,670円 |
| 13時から21時まで | | 10,550円 | 31,670円 | 137,260円 |
| 9時から21時まで | | 14,630円 | 43,900円 | 190,260円 |

| | | | | |
|------------|------------|-----------|---------|----------|
| 多目的アリーナ | 9時から12時まで | 3,760円 | 11,280円 | 48,920円 |
| | 13時から17時まで | 5,010円 | 15,050円 | 65,230円 |
| | 18時から21時まで | 4,700円 | 14,110円 | 61,150円 |
| | 9時から17時まで | 8,780円 | 26,340円 | 114,150円 |
| | 13時から21時まで | 9,720円 | 29,160円 | 126,380円 |
| | 9時から21時まで | 13,480円 | 40,450円 | 175,310円 |
| クライミングウォール | 9時から12時まで | 2,760円 | 8,300円 | 35,990円 |
| | 13時から17時まで | 3,690円 | 11,070円 | 47,990円 |
| | 18時から21時まで | 3,480円 | 10,450円 | 45,320円 |
| | 9時から17時まで | 6,460円 | 19,380円 | 83,980円 |
| | 13時から21時まで | 7,170円 | 21,530円 | 93,310円 |
| | 9時から21時まで | 9,940円 | 29,840円 | 129,310円 |
| | ボルダリングウォール | 9時から12時まで | 1,530円 | 4,610円 |
| 13時から17時まで | | 2,050円 | 6,150円 | 26,660円 |
| 18時から21時まで | | 1,940円 | 5,840円 | 25,320円 |
| 9時から17時まで | | 3,580円 | 10,760円 | 46,650円 |
| 13時から21時まで | | 3,990円 | 11,990円 | 51,990円 |
| 9時から21時まで | | 5,530円 | 16,610円 | 71,980円 |

(3) 宿泊室

| 種類 | 単位 | 区分 | 料金(1人) |
|---------|----|------|--------|
| 宿泊室(洋室) | 1泊 | 一般 | 3,130円 |
| | | 児童生徒 | 1,560円 |
| 宿泊室(和室) | 1泊 | 一般 | 1,350円 |
| | | 児童生徒 | 670円 |

(4) 附属施設

| 施設名 | 料金 | |
|-------|--------|------|
| 会議室 | 1時間につき | 460円 |
| 第1研修室 | 1時間につき | 460円 |
| 第2研修室 | 1時間につき | 360円 |
| 第3研修室 | 1時間につき | 880円 |
| 第4研修室 | 1時間につき | 990円 |
| 和室 | 1時間につき | 670円 |
| 視聴覚室 | 1時間につき | 940円 |

備考

- 「占有使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

| 種別 | 単位 | 利用料金 | 備考 | |
|----------|---------------|--------|----------------------------|----------------------------------|
| 得点表示盤 | 一式1回(1日) | 2,500円 | 移動式 | |
| 放送設備 | 一式1回(1日) | 3,130円 | | |
| 掲示板支持装置A | 1平方メートル1回(1日) | 3,130円 | スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。) | 広告掲示物の掲出を含む。1平方メートル未満の端数は、切り上げる。 |
| | 1平方メートル1回(1日) | 6,270円 | スポーツ大会以外の場合(長期継続使用の場合を除く。) | |

| | | | |
|---------------|---------------|---------|------------|
| 掲示板支持装置B | 1平方メートル1回(1日) | 1,040円 | 長期継続使用の場合 |
| バレーボール用フロアコート | 一式1回(1日) | 67,000円 | |
| テニス用フロアコート | 一式1回(1日) | 40,030円 | |
| バドミントン用フロアコート | 一式1回(1日) | 15,990円 | |
| いす | 1脚1回(1日) | 120円 | 観客用折りたたみいす |
| フロアシート | 1枚1回(1日) | 810円 | |
| コインロッカー | 1回 | 50円 | |

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

- 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算する。

| 区分 | 利用料金 |
|-----|-------|
| 電気 | 実費相当額 |
| 冷暖房 | 実費相当額 |

- 占有使用の場合、本部室及び放送室並びに放送設備を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 占有使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。
- 使用時間を超過したときの額は、個人使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額とし、占有使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。
- 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。

9 「児童生徒」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。

10 メインアリーナ及び多目的アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で、サブアリーナ及び和室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合プールの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立総合プール

2 位置

福岡市博多区東平尾公園二丁目1番3号

3 利用料金の承認年月日

平成29年3月24日

4 利用料金

(1) 個人使用の場合

| 種類 | 期間 | 単位 | 区分 | 料金（1人） |
|-----|---------------|----|----|--------|
| プール | 7月1日から9月30日まで | 1回 | 一般 | 550円 |
| | | | 生徒 | 330円 |

| | | | | |
|---------|------------------------------------|----|----|--------|
| | 10月15日から翌年6月30日まで (25メートルプールのみ) | 1回 | 児童 | 220円 |
| | | | 一般 | 780円 |
| | | | 生徒 | 440円 |
| スケートリンク | 11月1日から翌年4月10日まで | 1回 | 一般 | 1,070円 |
| | | | 生徒 | 770円 |
| | | | 児童 | 570円 |

ただし、プールにおいて1回あたりの利用時間が2時間以内の場合は次のとおりとする。

| 種類 | 期間 | 単位 | 区分 | 料金（1人） |
|-----|------------------------------------|----|----|--------|
| プール | 7月1日から9月30日まで | 1回 | 一般 | 410円 |
| | | | 生徒 | 310円 |
| | | | 児童 | 210円 |
| | 10月15日から翌年6月30日まで (25メートルプールのみ) | 1回 | 一般 | 410円 |
| | | | 生徒 | 310円 |
| | | | 児童 | 210円 |

(2) 占用使用の場合

| 種類 | 期間 | 時間 | 50メートルプール スケートリンク | | | 25メートルプール | | 飛込プール | | |
|-----|--|------------|---------------------------|------------------|---------------|---------------------------|------------------|---------------------------|-------------------|-------------------|
| | | | アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合 | 左記の場合で入場料を徴収する場合 | その他の目的に使用する場合 | アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合 | 左記の場合で入場料を徴収する場合 | アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合 | 左記の場合で入場料を徴収する場合 | その他の目的に使用する場合 |
| プール | 5月20日から9月30日まで (25メートルプールにあっては、7月1日から9月30日まで) | 9時から13時まで | 49,210円 | 147,650円 | 295,300円 | 33,550円 | 100,670円 | 1時間につき 5,590円 | 1時間につき 16,770円 | 1時間につき 33,550円 |
| | | 13時から17時まで | 49,210円 | 147,650円 | 295,300円 | 33,550円 | 100,670円 | | | |
| | | 17時から21時まで | 61,520円 | 184,560円 | 369,120円 | 41,380円 | 124,160円 | | | |
| | | 9時から17時まで | 98,430円 | 295,300円 | 590,600円 | 67,110円 | 201,340円 | | | |
| | | 13時から21時まで | 110,730円 | 332,210円 | 664,430円 | 74,940円 | 224,830円 | | | |
| | | 9時から21時まで | 159,950円 | 479,860円 | 959,730円 | 108,500円 | 325,500円 | | | |
| | 10月15日から翌年6月30日まで | 9時から13時まで | | | | 50,330円 | 151,000円 | | | |
| | | 13時から17時まで | | | | 50,330円 | 151,000円 | | | |
| | | 17時から21時まで | | | | 62,630円 | 187,920円 | | | |
| | | 9時から17時まで | | | | 100,670円 | 302,010円 | | | |
| | | 13時から21時まで | | | | 112,970円 | 338,920円 | | | |
| | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|------------------|------------|------------|----------|----------|----------|----------|--|--|--|--|
| スケートリンク | 11月1日から翌年4月10日まで | 9時から21時まで | | | | 163,310円 | 489,930円 | | | | |
| | | 9時から13時まで | 64,870円 | 194,630円 | 389,260円 | | | | | | |
| | | 13時から17時まで | 64,870円 | 194,630円 | 389,260円 | | | | | | |
| | | 17時から21時まで | 81,650円 | 244,960円 | 489,930円 | | | | | | |
| | | 9時から17時まで | 129,750円 | 389,260円 | 778,520円 | | | | | | |
| | | 13時から21時まで | 146,530円 | 439,600円 | 879,200円 | | | | | | |
| 9時から21時まで | 211,410円 | 634,230円 | 1,268,460円 | | | | | | | | |

(3) 附属施設

| 施設名 | 料金 |
|-----|-------------|
| 会議室 | 1時間につき 550円 |

備考

- 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

| 種別 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
|----------|---------------|---------|--------------------------|
| 電光掲示板 | 一式1回(1日) | 13,420円 | 固定式 |
| 電光掲示板 | 一式1回(1日) | 6,710円 | 移動式 |
| 自動計時装置 | 一式1回(1日) | 3,350円 | タッチボード等 |
| 水球用35秒計 | 一式1回(1日) | 3,350円 | |
| 放送設備 | 一式1回(1日) | 3,350円 | |
| 水泳競技用具 | 一式1回(1日) | 3,350円 | 競技種目別 |
| ペースタイマー | 一式1回(1日) | 3,350円 | |
| 審判台 | 1組1回(1日) | 1,110円 | 水球用 |
| 掲示板支持装置A | 1平方メートル1回(1日) | 3,350円 | スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。) |

| | | | | |
|---------------|---------------|--------|----------------------------|----------------------------------|
| 掲示板支持装置A | 1平方メートル1回(1日) | 6,710円 | スポーツ大会以外の場合(長期継続使用の場合を除く。) | 広告掲示物の掲出を含む。1平方メートル未満の端数は、切り上げる。 |
| 掲示板支持装置B | 1平方メートル1回(1日) | 1,110円 | 長期継続使用の場合 | |
| アイスホッケーゴールポスト | 一式1回(1日) | 3,350円 | | |
| コインロッカー | 1回 | 50円 | | |

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

- 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算する。

| 区分 | 利用料金 |
|-----|-------|
| 電気 | 実費相当額 |
| 冷暖房 | 実費相当額 |

- 占用使用の場合、競技役員室、選手招集室及び放送室並びに放送設備及びコースロープを使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 占用使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。
- 占用使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。
- 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。
- 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。
- 「児童」とは幼児及び小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を

含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童及び生徒以外の者をいう。

10 保護者が同伴する児童については、保護者1人につき、当該児童1人を無料とする。ただし、団体で使用する場合を除く。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例(昭和63年福岡県条例第21号)第9条第2項の規定に基づき、福岡県馬術競技場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県馬術競技場

2 位置

古賀市筵内564番地

3 利用料金の承認年月日

平成29年3月24日

4 利用料金

(1) 個人使用の場合

| 区 分 | 2時間以内 | 超過1時間ごと |
|---------|--------|---------|
| 児 童 生 徒 | 890円 | 440円 |
| 一 般 | 1,340円 | 670円 |

(2) 占用使用の場合

| 区 分 | 午前9時から 午後1時まで | 午後1時から 午後5時まで | 午前9時から 午後5時まで |
|---------|------------------|------------------|------------------|
| 馬場馬術競技場 | 7,270円 | 7,270円 | 14,540円 |
| 障害馬術競技場 | 14,540円 | 14,540円 | 29,080円 |
| 覆い馬場 | 11,740円 | 11,740円 | 23,480円 |

(3) 既舎

1房につき1日 1,110円

(4) 附属施設

| 区 分 | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午前9時から 午後5時まで |
|-------|----------------|------------------|------------------|
| 会 議 室 | 1,110円 | 1,340円 | 2,460円 |
| 研 修 室 | 2,230円 | 2,790円 | 5,030円 |

備考

- 「児童生徒」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)の児童及び中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。
- 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 占用使用の場合、審判棟並びに放送設備及び障害物を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 占用使用及び附属施設使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画地区計画の決定(平成29年3月3日小郡市告示第41号)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字酒殿字奥小路1364番1から1364番14まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市南区向新町二丁目5番16号
昭栄建設株式会社
代表取締役 中村 悦治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市干潟字大牟田1316番5の一部、1316番7から1316番9まで、1319番1、1319番5の一部、1319番7の一部、1319番10、1319番13、1320番3の一部、1320番4、1320番6、1320番7、1347番5及び1347番9、字猿山1587番6、1587番8、1587番9、1604番14、1613番6及び1622番3並びに字下井牟田1630番1、1630番5及び1630番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市小郡255番地1
小郡市
小郡市長 平安 正知

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宮若市磯光字高尾1317番92、1317番107及び1317番115から1317番130まで並びに字榎木1671番2及び1671番21から1671番34まで並びに鶴田字岩河内2026番2、2026番8から2026番14まで、2041番7、2041番8、2046番9、2046番51、2046番242から2046番445まで及び2051番12から2051番17まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宮若市宮田29番地1
宮若市
宮若市長 有吉 哲信

海区漁業調整委員会

公告

ビゼンクラゲの採捕制限に係る漁業調整委員会の指示案について、次のとおり意見を募集します。

平成29年3月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

- 1 意見募集期間
平成29年3月24日から平成29年4月24日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。